

令和 6 (2024) 年度ハンガリー友好交流推進事業（オンライン文化交流イベント）実施業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 事業の趣旨・目的

これまで本県がホストタウンとして培ってきたハンガリーとの友好関係の絆を一過性のものとせず、ハンガリーとの継続的な交流を図る。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

令和 6 (2024) 年度ハンガリー友好交流推進事業（オンライン文化交流イベント）実施業務

### (2) 業務内容

別添「令和 6 (2024) 年度ハンガリー友好交流推進事業（オンライン文化交流イベント）実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 委託業務の履行期間

契約締結の日から令和 7 (2025) 年 3 月 21 日（金）まで

### (4) 委託契約金額の上限

2,750,000 円（消費税及び地方消費税 250,000 円を含む）

### (5) 担当所属及び問い合わせ先

栃木県宇都宮市埜田 1 丁目 1 番 20 号

栃木県 総合政策部 総合政策課 政策調整・地方分権担当

TEL : 028-623-2209 FAX : 028-623-2216

E-mail : sogo-seisaku@pref.tochigi.lg.jp

## 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4（一般競争入札参加資格者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加資格者等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年 3 月12日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第 2 条第 1 号または同条第 4 号の規定に該当しない者であること。

## 4 プロポーザル実施の手続

### (1) 実施に係るスケジュール

公募開始	令和6(2024)年8月23日(金)
質問書の提出期限	8月27日(火)15時
質問書への回答	8月28日(水)
参加表明書の提出期限	8月30日(金)
参加資格の確認結果通知	9月2日(月)
企画提案書の提出期限	9月13日(金)15時
選考結果通知	9月20日(金)

### (2) 質問・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、次により質問書(様式1)を提出すること。

- ① 提出期限 令和6(2024)年8月27日(火)15時
- ② 提出方法 電子メールにより2(5)に提出すること。
- ③ 回答期日 令和6(2024)年8月28日(水)
- ④ 回答方法 質問及び回答事項を取りまとめの上、ホームページに掲載する。
- ⑤ 留意事項 本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

### (3) 参加表明書の受付

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書(様式2)及び参加資格確認書(様式3)を提出すること。

- ① 提出期限 令和6(2024)年8月30日(金)
- ② 提出場所 2(5)に掲げる場所
- ③ 提出物 参加表明書(様式2) 1部  
参加資格確認書(様式3) 1部
- ④ 提出方法 持参、郵送又は電子メール(郵送又は電子メールの場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。)
- ⑤ 参加辞退 参加表明書提出後に参加辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。

### (4) 参加資格の確認

参加表明書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を通知します。ただし、企画提案書の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとします。

- ① 通知日 令和6(2024)年9月2日(月)
- ② 通知方法 電子メール

### (5) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書を熟読の上、次のとおり作成してください。

- ① 企画提案書の用紙は、A4版横(カラー印刷)としてください。
- ② 企画提案書の様式は任意としますが、次の事項を含めて作成してください。なお、記載順序は任意とします。

ア ハンガリー人出演者、司会者(コーディネーター) 候補

- イ 事業イメージ
- ウ 事業の広報手段
- エ 業務遂行人員体制
- オ 全体のスケジュール
- カ 類似事業の業務実績

③ 企画提案書は、1者1提案のみとします。

④ 提出の際に、栃木県知事宛での「見積書」を正本1部提出してください。なお、見積書は諸経費や消費税も区別し、企画提案書の見積額と整合させてください。

#### (6) 企画提案書の提出

企画提案書は次のとおり提出してください。

① 提出期限 令和6(2024)年9月13日(金)15時

② 提出場所 2(5)に掲げる場所

③ 提出物 企画提案書(正本1部・副本6部)

見積書(正本1部・副本6部)

なお、正本にはカバー等をつけずにホチキス止めのみとしてください。また、副本は無記名(会社名)とし、社名が類推できないように作成してください。

④ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。)

⑤ 受付時間 平日の9時から17時まで(最終日の9月13日(金)は15時まで)

#### (7) 企画提案書等提出書類の取扱い

① 提出期限後において、提出書類の変更、差替、再提出は認めません(審査に影響を与えない軽微なものを除く)。

② 提出期限後において、提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

③ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがあります。

④ 企画提案書は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)に基づく情報公開請求の対象となります。

## 5 委託候補者の選定

### (1) 審査方法

企画提案書は、県が設置する選定委員会において、提出された企画提案書及び見積書を審査基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を契約候補者に選定します。ただし、審査結果如何によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがあります。

また、提案者が1者だった場合には、選定委員採点の総和の平均70点以上をもって契約候補者として選定します。

### (2) 審査基準

別表「審査基準」のとおり

### (3) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに参加者宛て通知するとともに、契約候補者の名称等をホームページに掲載します。なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けません。

## 6 契約手続等

- (1) 上記5の選定委員会において選定された契約候補者と契約締結の協議を行います。
- (2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがあります。また、協議後の企画提案書は、仕様書（詳細仕様書を含む）と併せ、契約時の仕様書として扱います。
- (3) 契約締結の協議が整わなかった場合には、審査結果の上位の者から順に協議を行います。

## 7 失格事由

次のいずれかに該当した場合、当該参加者は失格になることがあります。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 必要な記載事項又は書類が欠如していた場合
- (3) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 本要領に違反すると認められる場合
- (6) その他担当者があらかじめ指示した事項に反したとき

## 8 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 契約の手続並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とします。
- (3) 参加者の企画提案書の著作権は、参加者に帰属し、契約候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で栃木県に帰属するものとします。
- (4) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上してください。また、著名人の起用を含む場合は、企画提案書に特段の記載がない限り、参加者の責任において当該著名人の起用が可能であるものとみなします。
- (5) 委託業務における制作物の著作権は栃木県に帰属するものとします。委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記してください。
- (6) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなします。